



全ト協発第 338 号(環)

令和 5 年 10 月 11 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



事業用自動車事故調査報告書の公表について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省より、別添のとおり、事業用自動車事故調査委員会が新たに公表した「事業用自動車事故調査報告書」について、周知の依頼文書が発出されました。

今回公表された事案は、運転者任せの運行計画の変更や運転者に対する指導教育が不十分であるなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられております。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めるよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(参考)

○国土交通省報道発表 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000597.html

※本件につきましては、全ト協の公式HPにもリンク掲載いたします。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第76号
令和5年9月29日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により新たに1件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

今回公表された事案は、大型トラックが高速道路を走行中、運転者は考え事をしながら運転を継続し、前方の安全に対する集中力が低下したことにより、渋滞で停止中の車列に追突した事故です。

この事案は、運転者任せの運行計画の変更や運転者に対する指導教育が不十分であるなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられております。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願いいたします。

記

[重要調査対象事故]

- ・大型トラックの追突事故（山梨県甲州市）
：別紙1、別添1

※ 事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからも確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

大型トラックの追突事故（山梨県甲州市）

【事故概要】

- 日時：令和3年7月14日 21時22分頃
- 概要：大型トラックが中央自動車道の第1通行帯を走行中、**渋滞で停止中の車列に追突した**ことにより、計5台の車両が関係する多重追突事故が発生。**この事故により車列最後尾の乗用車の運転者及び同乗者の計2名が死亡し、同乗者1名が重傷、その他車両の運転者2名が軽傷を負った。**

【原因】

- 運転者
 - ・ **自らの判断で運行計画を変更。**
 - ・ 家庭の事情による**心理的ストレスから考え事をしながら運転を継続し、前方の安全に対する集中力が低下。**
 - ・ **渋滞情報及び最高速度規制（50km/h）の表示に気付かず約75km/hで走行。**
- 事業者・運行管理者
 - ・ 早朝・深夜においては、**点呼と称して運転者から携帯電話によるメッセージの送信のみ。**
 - ・ **運転者任せの運行計画変更による拘束時間の超過、休息期間の不足等の発生を黙認。**
 - ・ 運転者の**心理的ストレスが安全運行に影響を及ぼすことについての認識不足。**

【再発防止策】

- 適切な運行管理
 - ・ 運行の安全を確認する**点呼は原則対面**で確実に実施。
 - ・ **改善基準告示を遵守した乗務割及び運行計画を作成し、変更を運転者任せにしない。**
- 適切な指導監督
 - ・ **考え事や疲労の蓄積は運転に対する集中力の低下**となり、事故に直結することを理解させる。
 - ・ 風通しの良い職場環境の醸成と、運転者に対する積極的な**ストレスマネジメントの支援。**



点呼で運行の安全を確認
疲労を感じたら休憩を取ることを指示



渋滞情報、速度標識を確実に確認